

総治第1030号  
令和3年7月12日

国土交通省  
近畿地方整備局長 様

兵庫県知事

淀川水系河川整備計画の変更について（回答）

令和3年4月28日付け国近整河第1号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 淀川水系河川整備計画の変更について同意する。
- 2 事業実施に当たっては、以下の意見に配慮するとともに、県・流城市町・利水関係市町と十分に協議・調整を行った上で、整備等を推進されたい。
  - (1) 猪名川流域全体の治水安全度の早期向上
    - ・国管理区間の整備は、上流に位置する県管理区間の治水安全度向上の前提となるため、推進すること。
    - ・一庫ダムにおける事前放流やダム再生事業による洪水調節容量の拡大などの洪水調節機能の強化は、ダム下流域全体の治水安全度の向上に有効であるため、積極的に取組むこと。
  - (2) 下流県管理区間にに対する上下流バランスの確保  
整備にあたっては、下流県管理区間との上下流バランスに配慮すること。
  - (3) 流域治水の推進  
兵庫県は「総合治水条例」に基づき総合的な治水対策を進めている。淀川水系における「流域治水」の推進にあたり、県の「総合治水」の取組みに配慮されたい。
  - (4) その他（関係8市町の意見※）
    - ・事前放流にあたっては、利水者の損失を最小限にとどめるように努めるとともに、水不足が発生した場合には、取水制限など関係者との調整を実施すること。（尼崎市）



※関係8市町からの意見提出は尼崎市のみ